

介護保険 住宅改修申請のご案内

1. 事前申請について

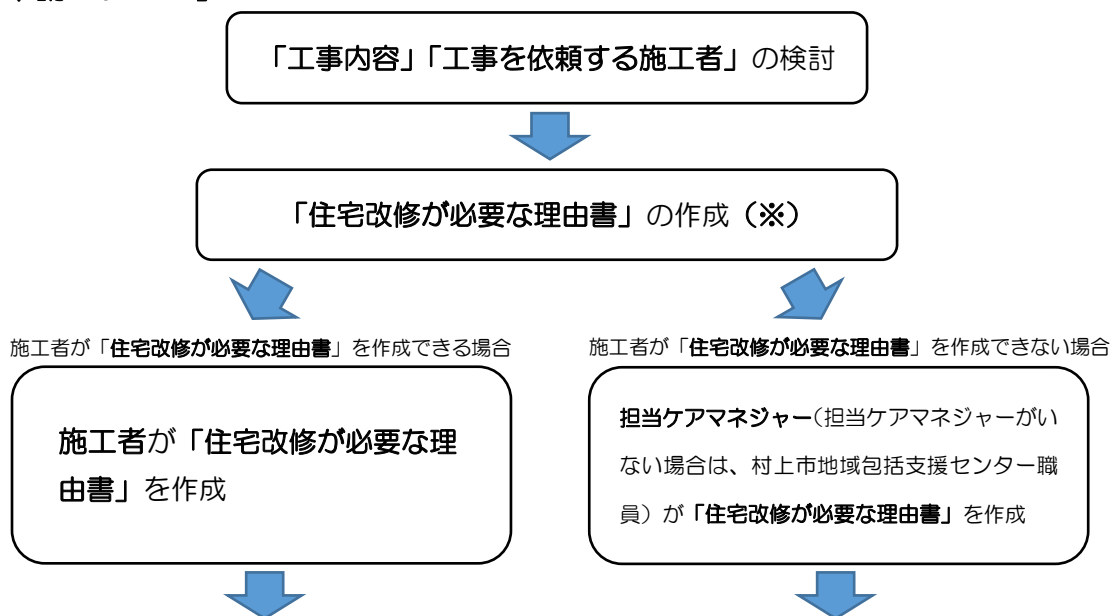
介護保険住宅改修費の給付を受けるには、着工前に事前申請の手続きを行っていただく必要があります。事前申請は、以下の流れに沿って行ってください。

●なぜ「事前申請」が必要なのか

介護保険では、手すりの取り付けや床段差の解消などの「比較的小規模な工事」を「普段の生活をする上でどうしても必要な箇所」に行う場合が給付対象です。

「工事の種類、工事を行う箇所が保険給付するのに適正なものであるかどうか」を着工前に審査しますので、この審査を受けずに着工した場合は、給付対象外となります。

【事前申請のフロー】



以下の書類を揃え、村上行舎の介護高齢課 または 各支所の地域振興課へ提出。
書類の提出は施工者や担当ケアマネジャーが代行してくれる場合があります。

- ・介護保険住宅改修費支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書（※）
- ・工事見積書
- ・住宅の図面
- ・改修前の工事箇所の写真（日付が入っているもの）
- ・承諾書（本人以外が所有する住宅の場合）

※「住宅改修が必要な理由書」を作成できるのは、次のいずれかの資格を持つ方です。

介護支援専門員（ケアマネジャー）、作業療法士、理学療法士、福祉住環境コーディネーター2級以上

裏面もご覧ください

2. 支給方法について

介護保険の給付を受ける方法は「償還払い」と「受領委任払い」の2種類があります。申請前にあらかじめ施工者にご相談してください。

- 償還払い：ご本人様が工事費用の全額を施工者に支払いした後、保険給付分（7割～9割）をご本人様にお支払いします。
- 受領委任払い：ご本人様は工事費用のうちの負担割合分（1割～3割）を施工者に支払い、保険給付分（7割～9割）については施工者にお支払いします。一時的な負担が少なく済みますが、市に受領委任登録がある施工者のみ可能です。保険料に滞納がある場合なども利用できません。

3. 工事完了後の手続きについて

工事完了し、施工者に費用を支払いのうえ
以下の書類を揃え、村上庁舎の介護高齢課 または 各支所の地域振興課へ提出。

- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修 完了報告書
- 施工者から受領した領収書
- 工事費内訳書
- 改修後の工事箇所の写真（日付が入っているもの）

書類確認後、支給決定内容について記載した通知書を送付します。通常、書類提出から1ヶ月以内に支給されますが、介護認定申請中（変更申請含む）でその決定がまだ出ていない場合や、滞納があり、給付制限がある場合などはその限りではありませんのでご承知おきください。

4. 市ホームページについて

市ホームページから申請書や手引きなどのダウンロードができます。ホームページ上の「記事ID検索」から下記の記事IDで検索するか、QRコードを読み込み参照してください。

ページ項目	住宅改修の手引き	住宅改修に関するQ&A	介護保険関係の申請書・届出書
記事ID	0073747	0073533	0051611
QRコード			

■お問い合わせ先

介護高齢課 介護保険室 ☎ 0254-75-8936（直通）
地域包括支援センター ☎ 0254-75-8937（直通）